

指定給水装置工事事業者指定申請書必要書類関係（一覧表）

	書類の種別	様式	申請種別							
			新 規 ・ 更 新	変更（①～⑤）					廃止 ・ 休止	再開
				①会社名 又は 代表者	②役員	③所在地 ・ 営業所	④電話番号 ・ FAX番号	⑤主任 技術者		
1	指定申請書	様式第一	○							
2	指定事項変更届出書	様式10		○	○	○	○			△※7
3	廃止・休止・再開届出書	様式11						○		○
4	誓約書	様式第二	○	○	△※8					
5	主任技術者選任・解任届出書	様式第3	○					○		
6	給水装置工事主任技術者免状（写し） もしくは給水装置工事主任技術者証（写し） ※厚生労働大臣交付		○					△※6		
7	機械器具調書		○							
8	定款 ※原本証明要		△※1	△※1						
9	履歴事項全部証明書		△※1	△※1	○	△※1				△※7
10	住民票の写し		△※2	△※2		△※2				
11	指定証(原本)		△※3	○		○		○		
12	登録事業所の表写真		△※4・5	△※4・5		△※5				
13	位置図		△※4・5	△※4・5		△※5				
14	指定更新時確認書		△※3							

※1 法人事業者は提出が必要（**個人事業者は不要**）

※2 個人事業者は提出が必要（**法人事業者は不要**）

※3 更新手続時のみ提出が必要

※4 法人事業者は該当給水区域で給水装置工事の事業を行う名所について、本社以外に2つ以上の事業所(支店・営業所)がある場合提出が必要。

※5 個人事業者で事業所が住民票と別住所の場合は、提出が必要。

※6 主任技術者選任時のみ提出が必要（**主任技術者解任時は不要**）

※7 再開時と休止前の履歴事項全部証明書の記載内容に変更がある場合は、提出が必要（変更がない場合、提出不要）

※8 新たに就任される時のみ必要（辞任されるのみの場合は不要）

注意：指定事項に変更のあったときは、変更日より30日以内に必要書類の提出をお願いします。